

第5章 障害児支援サービスの見込量と確保のための方策 (障害児福祉計画)

第1節 第2期障害児福祉計画の概要

1. 計画の方向性

児童福祉法の趣旨を踏まえ、すべての児童の心身の健やかな成長や発達、その自立が図られるとともに、サービスを適切に提供できるよう、以下の2点を障害児福祉計画の方向性としします。

(1)	障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援
-----	--------------------------------

障害の疑いがある段階から、身近な地域で必要な支援を提供できるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援の充実、均てん化を図るとともに、大阪府の支援等を通じて支援の質の確保・向上、適正化を図り、格差のないサービスを提供します。

また、障害児の支援に対するニーズを適切に把握し、18歳以降の支援の在り方までを見据えた、ライフステージに沿った切れ目のない支援体制の構築や、地域社会への参加、インクルージョンの推進、保健・医療・障害福祉サービス等の各分野による協働や、新たな社会資源の整備等も視野に入れた、総合的・包括的な支援体制の構築を目指します。

重症心身障害児や医療的ケア児に対しては、入院中から退院後の在宅生活までを見据えた個々の発達段階に応じた支援を図ります。

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対しては、必要に応じて関連施策との連携等に努め、支援体制の整備を図ります。

虐待を受けた障害児に対しては、きめ細やかな支援を受け、安心して生活できるよう、関係機関との適切な情報共有に努めます。

(2)	障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に成長できる環境の整備
-----	--

障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、障害児支援の利用によって、地域の保育、教育等の支援を受けられる環境を整備するとともに、子育て支援施策やその他の関連施策との緊密な連携を図り、障害のある子どもが、子ども・子育て支援事業計画に定める事業を必要な時に受けられる体制の整備を推進します。

第2節 成果目標の設定

第2期障害児福祉計画においては、令和5年度を目標年度として、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、成果目標を達成するため、令和3年度から令和5年度までの各年度における障害児通所支援等の種類ごとの必要な量（活動指標）を設定し、その見込量の確保のための方策を明らかにすることが必要とされています。

成果目標

第2期障害児福祉計画においては、国の基本指針及び大阪府障がい福祉計画の基本的な考え方を踏まえ、次の4点を成果目標とします。

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 - ①児童発達支援センターの設置
 - ②保育所等訪問支援の充実
2. 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
3. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
4. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

① 児童発達支援センターの設置

【国】

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置であっても構わないとしています。

【府】

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合は、複数市町村が共同で利用できる体制を構築することも可能としています。

【町】

上記の方針を踏まえ、大阪府や近隣市町との情報交換も踏まえて、令和5年度末までの町単独または圏域で1か所以上の設置に向けて取り組み、障害の重度化・重複化や多様化に対応できる専門的機能の強化や重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。

② 保育所等訪問支援の充実

【国】

令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

【府】

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。その際には、各市町村に設置される児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施主体となるよう努めることとしています。

【町】

現在、町においては、近隣市町の保育所等訪問支援事業所と連携を図りながら、サービスを利用できるよう努めています。

上記の方針を踏まえ、大阪府や近隣市町との情報交換も踏まえて、児童発達支援センターの設置の目標とも連動しながら、令和5年度末までの保育所等訪問支援サービスの提供体制の1か所以上の構築に向けて引き続き取り組みます。

2. 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

【国】

令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とします。

【府】

国の基本指針に沿った目標設定とし、福祉情報コミュニケーションセンターを中核支援拠点として、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携により、聴覚に障害のあることがわかった乳幼児に係る相談支援や手話の獲得支援を担う専門人材の養成・派遣など、難聴児支援を推進します。

【町】

上記の方針を踏まえ、大阪府や近隣市町との情報交換も踏まえて難聴児支援の体制の充実に努めます。

3. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国】

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とし、市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても構わないとしています。

【府】

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。なお、大阪府では、府内の重症心身障害児数の約2,400人を児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の平均的な登録児童数で除した箇所数を参考にして目標を設定することとしており、各市町村においては、府の目標値を重症心身障害児数で按分した数値を目標とすることとしています。

【町】

上記の方針を踏まえ、地域自立支援協議会等の場での協議や、近隣市町との情報交換を踏まえて、圏域において少なくとも1か所ずつ確保するとともに、その機能の強化やサービスの質の向上を図ることを目標とします。

4. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国】

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。なお、市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置でも構わないとしています。

【府】

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、医療的依存度の高い重症心身障害児者等に関する関係機関の協議の場を各市町村で設置することを基本とし、設置済みの市町村においては協議の場をより活性化することに努めることとしています。

医療的ケア児等コーディネーターについては、少なくとも福祉関係1名、医療関係1名を基本に、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とします。また、府の協議の場にも、市町村支援のために少なくとも1名を配置することとしています。

【町】

上記の方針を踏まえ、要保護児童対策地域協議会に専門部会として設置した関係機関の協議の場をより活性化することに努めるとともに、地域の実情に応じ、町または圏域で少なくとも福祉関係1名、医療関係1名の医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けて検討を行います。

第3節 活動指標（障害児支援サービスの見込量）の設定と 確保のための方策

1. 障害児支援サービス

(1 か月あたり)

サービス	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	14	70	15	75	16	80
医療型児童発達支援	2	16	2	16	2	16
放課後等デイサービス	25	210	26	220	27	230
	人	回	人	回	人	回
保育所等訪問支援	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	1	1	1
	人		人		人	
障害児相談支援	5		5		5	

見込量確保のための方策

- 町内に障害児支援サービスを提供する事業所が2か所のみであり、近隣市町に所在の障害児支援サービス事業所を利用している町民が比較的多いことを踏まえ、引き続き近隣市町所在の事業所との連携を図りながら、利用を希望する方に対して適切に情報提供を行うように努めます。
- 令和2年度に新たに開設した福祉相談支援室、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所等と連携を図りながら、障害児支援サービス利用希望者が、適切かつ迅速にサービスを利用できるように努めます。
- 障害児通所支援と保育所や認定子ども園等の子育て支援施策やその他の関連施策との緊密な連携を図ることにより、障害児に対する支援体制の整備や障害児の早期発見・早期支援、健全育成を図ります。

■ 主な障害児支援サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある障害児に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障害児通所支援サービスを利用するすべての障害児を対象に、相談支援専門員が各サービスの利用計画の作成及び利用状況の検証、計画の見直しを行います。

第4節 子ども・子育て支援事業計画との連携

地域共生社会を推進するにあたっては、障害のある子どもも、障害のない子どもも、共に地域の中で成長できる環境を整えることが重要です。そのためには、障害のある子どもの、子ども・子育て支援事業の利用ニーズを把握し、その提供体制の整備に努める必要があります。

今後、障害児福祉計画を運用するにあたって、子ども・子育て支援事業の利用ニーズの把握や利用量の見込みを定める「豊能町子ども・子育て支援事業計画 とよの すくすくプラン」をはじめ、国や大阪府、町の関係部署、関係機関との連携・調整を図りながら、障害のある子どもの、子ども・子育て支援事業に対する利用ニーズを適切に把握し、その提供体制を整備することで、障害児の支援を図ることに努めていきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内の障害児数(手帳所持者数)見込み	47 人	49 人	51 人

■子ども・子育て支援事業の見込量とその提供体制

(「第2期 豊能町子ども・子育て支援事業計画 とよの すくすくプラン (令和2年3月策定)」より抜粋)

① 幼稚園及び認定こども園

		(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量	1号認定	89 人	72 人	60 人
	2号認定	0 人	0 人	0 人
	計 ①	89 人	72 人	60 人
実施箇所数(確保方策)		2 箇所	2 箇所	2 箇所
提供量 ②		260 人	260 人	260 人
過不足 ②-①		171 人	188 人	200 人

② 保育所及び認定こども園

(年間)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	2号認定	3～5 歳	76 人	83 人	88 人
	3号認定	0 歳	17 人	18 人	18 人
		1・2 歳	43 人	46 人	46 人
実施箇所数(確保方策)			2 箇所	2 箇所	2 箇所
提供量 ②	2号認定	3～5 歳	94 人	94 人	94 人
	3号認定	0 歳	14 人	14 人	14 人
		1・2 歳	52 人	52 人	52 人
過不足 ②-①	2号認定	3～5 歳	18 人	11 人	6 人
	3号認定	0 歳	▲3 人	▲4 人	▲4 人
		1・2 歳	9 人	6 人	6 人

③ 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

(年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	57 人	62 人	64 人
実施箇所数(確保方策)	2 箇所	2 箇所	2 箇所
提供量 ②	57 人	62 人	64 人
過不足 ②-①	0 人	0 人	0 人

④ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成室）

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと、児童の健全育成を図る事業です。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	1年生	27 人	22 人	20 人
	2年生	13 人	16 人	13 人
	3年生	17 人	15 人	19 人
	4年生	15 人	13 人	11 人
	5年生	7 人	5 人	5 人
	6年生	2 人	3 人	2 人
合計		81 人	74 人	70 人
実施箇所数(確保方策)		3 箇所	3 箇所	3 箇所
提供量 ②		130 人	130 人	130 人
過不足 ②-①		49 人	56 人	60 人

⑤ 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業と夜間養護等事業があります。

(年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	12 人日	12 人日	12 人日
実施箇所数(確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量 ②	12 人日	12 人日	12 人日
過不足 ②-①	0 人日	0 人日	0 人日

⑥ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子が気軽に集い相互に交流を行うことができる場を開設し、子育てについての相談や情報の提供、助言その他援助等を行う事業です。

(年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	1,476 人回	1,356 人回	1,224 人回
実施箇所数(確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量 ②	1,476 人回	1,356 人回	1,224 人回
過不足 ②-①	0 人回	0 人回	0 人回

⑦ 一時預かり事業

通常の教育時間の終了後や長期休業期間中などに保護者の要請に応じて実施する事業です。保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどにより家庭での保育が一時的に困難になった子どもについても子育て支援拠点等で実施します。

- ・ 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

(年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	3,180 人日	2,557 人日	2,149 人日
実施箇所数(確保方策)	2 箇所	2 箇所	2 箇所
提供量 ②	3,180 人日	2,557 人日	2,149 人日
過不足 ②-①	0 人日	0 人日	0 人日

- ・ 預かり保育以外の一時的預かり

(年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	77 人日	71 人日	64 人日
実施箇所数(確保方策)	2 箇所	2 箇所	2 箇所
提供量 ②	77 人日	71 人日	64 人日
過不足 ②-①	0 人日	0 人日	0 人日

⑧ 病児病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

(年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	86 人日	80 人日	75 人日
実施箇所数(確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量 ②	86 人日	80 人日	75 人日
過不足 ②-①	0 人日	0 人日	0 人日

⑨ ファミリー・サポート・センター事業(就学児童のみ)

児童の一時的な預かりや外出支援について、援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、有償で子どもを預かる相互援助活動事業です。

(年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	2 人回	2 人回	2 人回
提供量 ②	2 人回	2 人回	2 人回
過不足 ②-①	0 人回	0 人回	0 人回

⑩ 利用者支援事業

子どもやその保護者、妊娠している方に対して、身近な場所における教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報の提供や、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

(年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数(確保方策)	2 箇所	2 箇所	2 箇所
基本型・特定型	1 箇所	1 箇所	1 箇所
母子保健型	1 箇所	1 箇所	1 箇所

⑪ 妊婦健康診査

母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善等を目的として健康診査を行う事業です。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	受診者数	34 人	31 人	28 人
	延健診回数	476 人回	434 人回	392 人回
実施体制(確保方策)		大阪府内医療機関及び町委託医療機関において妊娠期間中に血液検査や超音波検査等を実施します。		
提供量 ②	受診者数	34 人	31 人	28 人
	延健診回数	476 人回	434 人回	392 人回
過不足 ②-①	受診者数	0 人	0 人	0 人
	延健診回数	0 人回	0 人回	0 人回

⑫ 乳児家庭全戸訪問事業診査

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して、適切なサービスの提供に結び付ける事業です。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①		38 人	34 人	31 人
実施体制(確保方策)		必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めていきます。		
提供量 ②		38 人	34 人	31 人
過不足 ②-①		0 人	0 人	0 人

⑬ 養育支援訪問事業

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う事業です。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①		2 人	2 人	2 人
実施体制(確保方策)		相談支援については職員の相談技術のさらなるスキルアップを図ります。		
提供量 ②		2 人	2 人	2 人
過不足 ②-①		0 人	0 人	0 人